

## 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂案に関する パブリックコメント（意見募集手続）について（概要）

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針の改訂案」について、以下のとおり意見募集を実施しました。

### 1. 実施概要

- (1) 実施期間：令和 7 年 11 月 7 日（金）～11 月 28 日（金）
- (2) 提出意見数：250 件

### 2. 主な御意見の概要

※ 1 つの御意見を分けて記載している場合や、同内容又は類似した内容の意見を集約して記載している場合があります。

#### (1) 全般について

- 亡くなった後の調査指針だが、本来は未然防止が必要ではないか。
- 本指針案は、児童生徒の自殺という深刻な事態に対し、体系的な調査手順と「平常時からの備え」を重視するものであり、その目的に賛同するが、平常時からの備えの中に自殺予防教育や研修に関する事項を記載すべき。
- 指針を改訂するだけではなく、学校現場でしっかりと使われるようにしてほしい。
- 本指針に関する検討を行った、協議会の議事録を公開してほしい。
- 自死した児童生徒が不登校の場合、そもそも学校がその生徒がなぜ不登校だったのかを調べていないことがあり、そのような場合の記載欄がないので、不登校の理由までも記載する必要があるのではないか。
- フロー図の基本調査結果の遺族への説明について、基本調査結果の文書を遺族に提供した上で説明をすべき。
- インターネット掲示板への書き込みなども調査項目に入れてほしい。
- 子供の自殺は複数要因が絡むため、特定要因に還元すべきではなく、子供の自殺要因として「父母の別居・離婚に伴う高葛藤状態」や「一方の親との関係遮断（片親化）」の影響を体系的に把握できるよう、指針に明記すべき。
- 自殺に至る過程は警察が現場検証や聴取で把握しており、学校への情報提供が遺族同意で可能なら迅速に進むのではないか。

- 遺族には知る権利があることを明記すべき。
- 危機対応チーム構築は重要だが、人材・予算不足に対応するため、標準様式や外部支援テンプレート、地域連携を明記すべき。
- オーストラリアのようなオンライン研修を日本でも実施すべき。
- 改訂案は前進だが、調査を学校・教育委員会に丸投げする現状は不十分であり、文科省が主体的に監督し、曖昧表現を排除して遺族の権利を制度に明記すべき。
- 子どもの本当の理由を表面的な情報で決めつけず、掲示板やノートなど多面的に確認し、気持ちを安全に吐き出せる場を整えてほしい。
- 遺族の心のケアは、自殺対策基本法第21条に基づき、国及び地方公共団体が行わなければならないこととされていることから、背景調査を行う際にも、地方公共団体と国が支援を行うべきと記載するべきではないか。
- 子どもの自死は重大事態であり、背景調査を義務化し、違反や虚偽報告には罰則を設けるべきではないか。また、遺族が納得する報告書を作成した教職員を評価する仕組みも必要であり、『希望がある場合』『検討する』など曖昧な文言は実効性を欠くため、すべて義務化すべき。さらに、体罰や不適切指導の通報があれば調査を義務付け、遺書に原因が記されていれば認定する方針を示すこと。背景調査やスポーツ振興センターへの請求説明も義務化し、隠蔽や矮小化を防ぐ仕組みを整えることで、学校による不適切対応を減らすことが期待されるのではないか。

## (2) 概要について

- 改訂案の概要において、「基本調査は必ず行うこと」「詳細調査は遺族の要望があれば、実施すること」が記載されていないが、記載した方がよいのではないか。

## (3) 第1章について

(第1節について)

- 発生から1週間以内に、現時点で収集した情報を遺族へ共有する中で、不確かな情報であっても事前に説明することにより、隠蔽への疑念や学校への不信感を防ぎ、訴訟リスクを下げる姿勢が重要ではないか。
- 調査対象について、自殺未遂も対象にすべき。
- 学校設置者（公立学校の場合は設置する地方公共団体の教育委員会）とあるところを、（公立学校の場合は設置する地方公共団体の教育委員会または首長部局）とすべき。
- ○の3つ目について、前後でわかりやすい説明があるため、削除すべ

き。

(第2節について)

- (1) の〇の4つ目について、保存方法について記載すべき。
- (4) の「基本調査」の枠の中に「遺族にも様式1を用いて説明を行う」と加筆すべき。
- (4) の「詳細調査への移行の判断」の枠の中、〇の1つ目について、「第三者性が確保された専門家の意見を求めたりして、その意見を尊重する」は、削除すべきであり、学校にとって第三者でも遺族にとって他人。同意なく事案の情報を共有されることはあってはならず、それよりも「基本調査の結果を遺族へ報告し、様式3を活用して詳細調査の移行を確認する。」を加筆すべき。
- (4) の「詳細調査への移行の判断」の枠の中、〇の5つ目について、アンケート実施の判断は、学校も含むべき。
- (4) の「詳細調査への移行の判断」の枠の中、〇の7つ目について、「あとから詳細調査に移行する可能性もあるため、得られた情報の保全は原本も含めてしっかりと行う必要がある」と加筆すべき。
- (4) の「詳細調査」の枠の中、〇の3つ目について、「遺族推薦の委員も取り入れる」を加筆すべき。「第三者的な立場の機関」のイメージが湧くように例示するべきであり、例えば、弁護士会、NPO、学術学会、職域団体としてはどうか。
- (5) に、「〇教師からの聴き取りや日頃の教師の言動によって生徒の記憶が上書き（記憶の汚染）されてしまったり、それによって生徒が情報提供を控えてしまう危険性があることにも十分注意が必要である。」と加筆すべき。
- (5) の〇の5つ目「あやふやな情報が大量にあげられる」という表現は不適切ではないか。生徒も、自分が持っている情報を少しでも亡くなつた子と遺族のために役立てられればと思って情報提供してくれている。何が確実な情報かはすぐにはわからないため、どんな情報でもあげてもらえるよう呼びかける姿勢が大切。時間が経った情報を「あやふや」と評価するのであれば、早期にアンケートを実施し、情報を保全すべき。

(第3節について)

- (1) 遺族・児童生徒・教職員への心のケアについては、現行指針P.5<地域の関係する機関に援助を求める>の記載を使うべき。
- (1) 心のケアを強調しすぎると調査が不十分になってしまうのではな

いか。指針案で言われている、「調査と心のケアを一体的に行っていく視点」や「専門家等の援助」の意味を明確化し、「必要」ではなく「望ましい」とすべき。

- (2) 「遺族や児童生徒・教職員等へのケアは調査に並行して実施することが期待される」とあるが、教職員も当事者であり、調査に集中するため心理的ケアは学外の第三者が担うべき。
- (3) 遺族との関わりについて、学校に不信感がある場合、教育委員会の方が説明にきても情報の扱われ方に不信・不安があり相談ができない。地域のサポートも地域の規模が小さいと情報が広がってしまうことを恐れて相談できないこともある。学校は状況的に不信感を持たれやすかったり、遺族への対応に慣れてはいないため、学校や設置者ですべてのサポートを行おうとすることは避け、様式1を参考に、個々の遺族のニーズに合った窓口を探してもらうよう案内することが良い。
- (4) 報道やSNS対応の基本的な考え方について、報道対応については緊急対応の手引きを参照することとし、詳細は書かなくても良いのではないか。WHOの自殺報道ガイドラインについては報道機関が責任を持って守るものであり、(4)での紹介は不要ではないか。また、「取材・報道の自由には配慮する。」ことを記載してはどうか。
- (4) 報道やSNS対応の基本的な考え方、「○第一に、報道機関から問い合わせがきていることを遺族に伝える。報道機関に伝えてよい情報の範囲を遺族に確認する。遺族の同意が得られていない情報は絶対に言わない。」と加筆すべき。
- (5) 資料の収集保存の以下の箇所について、以下の点を修正すべき。
  - ・ ○の1つ目について「面談の記録等 (教員のメモ程度のものも含む)」とすべきではないか(※下線の内容を追加すべきとの御意見)。
  - ・ ○の2つ目について、「調査報告書と、その根拠となった資料全て (教員のメモ程度のものも含む)についても保存期間、保存場所を定める必要があり」とすべきではないか(※下線の内容を追加すべきとの御意見)。
  - ・ ○の2つ目について、「アンケートや聴取の結果をまとめた文書等」となっているが、基礎資料の「原本」の保存、関係資料(アンケートの質問票や児童生徒からの回答)は「原本及び電子媒体(PDF)保存として徹底すべきではないか。
  - ・ ○の2つ目について、「保存期間は、アンケートの質問票や児童生徒からの回答、アンケートや聴取の結果とそれをまとめた文書も調査報告書も、調査終了から最低5年とし、場合によっては永年保存も検討する。廃棄する場合は遺族へ連絡するべき」とし、様式3にも記載すべきではないか

(※下線の内容を追加すべきとの御意見)。

- ○の2つ目について、アンケートや聴取結果、調査報告書の保存期間を「5年とすることが望ましい」としているが、6年以上経過後に第三者調査が行われた事例があるため、保存期間は遺族に説明し、了承を得ることを義務化すべき。また、5年以上とすべき。

#### (4) 第2章について

(第1節について)

- ○の11つ目について、ICTによる心の健康観察は有効だが、教職員の感性との補完を明記し、機械的対応を防ぐべき。
- ○の12つ目について、「児童生徒の異変を感じ取った際は、学校内で速やかに情報を共有」とあるが、保護者への共有が明記されておらず、自殺の危険がある場合、学校内だけでなく、真っ先に保護者と情報共有することが不可欠ではないか。
- 平常時からの備えとして、「不適切な指導は自殺のきっかけになることもあるため、絶対に行わないよう注意する」よう加筆すべき。その際、生徒指導摘要も参照するよう記載すべき。
- 医療機関・福祉機関との連携を進めるなら、学校医の役割を制度に明記し、拒否できない仕組みを整える必要があることから、○の5つ目にある「専門家、関係機関」との連携に、学校医を明記すべき。

#### (5) 第3章について

(第1節について)

- 基本調査について、公正性確保のため、外部専門家の関与と透明性を強化すべき。
- ○の4つ目について、聞き取りを行ってほしい生徒がいるか遺族に確認すべき。その際、遺族の希望があればアンケート調査も行えることも伝えるべき。
- 遺族との関わりについて、「早い段階から遺族の意向（どのような調査を望んでいるか）を確認しておくことで、大きな行き違いを防ぐことができる」という視点を加筆すべき。

(第2節について)

- ○の1つ目について、不適切指導が疑われる場合、当事者となる教員を調査の担当に含めないことはもちろんだが、「学校や設置者も第三者性が低

いため、精神保健福祉職等を初動から含めることも検討する」と加筆すべき。生徒が自殺した状況では教員も聞き取りができる精神状態ではない可能性がある。精神保健福祉職等が入ることで遺族の不信感を減らせるだけでなく、グリーフケアについてなどに詳しいため遺された人々のケアについて助言をもらうこともできる。第三者が入ることで、アンケートも初動からしやすくなる。

- (1) 指導記録等の確認について、「前提として、日常的に指導記録や生活アンケート等を蓄積（保管）しておくことが必要である。また非常時の資料収集責任者をあらかじめ決めておく」とすべき。また、(2) 全教職員からの聴き取りについて、「校長や教頭等が聴き取りをすることが一般的だが、教職員が話しやすいかどうかも考慮し、必要ならば、~~教育委員会や精神保健の担当者等、学校外の者が聴き取る。その際、メモを作成する。可能であれば、録音をすることが望ましい。~~」とすべき（※下線の内容を追加し、取り消し線の内容を削除すべきとの御意見）。
- 「(2) 全教職員からの聴き取り」の○の2つ目について、聴き取る内容に「叱責の有無」を加筆すべき。
- 「(3) 亡くなった児童生徒と関係の深かった児童生徒への聴き取り調査及び心のケア」において、「遺族にも、聴き取りで確認してほしいことがないか事前に確認しておく。」と加筆すべき。
- 基本調査でも遺族の聞き取りを行うように記載すべき。
- 「(2) 全教職員からの聴き取り」及び「(3) 亡くなった児童生徒と関係の深かった児童生徒への聴き取り調査及び心のケア」において、「聴き取り実施日以外にも情報提供できる方法を設けるべき。生徒も教師も、情報提供したいことがあっても、タイミング、教室、聴き取る教員に対しては話せないことがあったり、後から思い出すこともあったりする。匿名でも情報をあげられる方法も検討する。」と加筆すべき。

### (第3節について)

- (1) の○の3つ目について、「文部科学省及びこども家庭庁における子供の自殺に係る対策の検討や調査結果を活用した自殺の要因分析の実施等のため、様式2を文部科学省に共有すること（様式2を文部科学省からこども家庭庁に提供する）。その際、遺族に内容の確認を取る。」とすべき（※下線の内容を追加すべきとの御意見）。もしくは同意をとることを記載すべき。
- (3) の○の1つ目について、「調査結果を文書（様式2を含む）にし、遺族に渡して説明する」とすべき（※下線の内容を追加すべきとの御意

見)。基本調査結果は概要ではなく全文を文書で提供すべき。「結果の概要を提示するなど、遺族に寄り添った形で」とすると、配慮のつもりだったとして学校に不都合な情報を抜き取った概要が渡される可能性がある。この文章は削除すべき。

- (3) の〇の4つ目について、「留意する」ではなく、「基本調査でできること／できないことを明確に伝え、詳細調査の説明をする」とすべき。はっきり伝えることでトラブル回避できる。
- 詳細調査報告書は学校設置者に報告し、文部科学省に共有するとされているが、私立学校や国立大学附属校では設置者が教育委員会ではないため、結果が「身内内」で留まり、再発防止策が取られない恐れがあるため、私立学校は都道府県知事へ、国立大学附属校は文部科学大臣へ報告書を提出することを義務化し、指針に明記するべき(第5章第8節に対しても同旨の御意見)。
- 「〇問題行動調査の数字を文科省に提出済みの場合は、基本調査の結果をもとに「自殺した児童生徒の置かれていた状況」のチェックを修正する」と加筆するべき。

## (6) 第4章について

(第1節について)

- 詳細調査への移行を望ましいではなく義務にすべき。
- (1) の〇の2つ目について、「特別の事情がない限り、詳細調査の主体は学校ではなく設置者」とあるが、「特別な事情」の具体例が不明確であるため、遺族と学校設置者の信頼関係が崩れている場合などを例示し、別の調査主体(地方自治体首長部局や文部科学省)を明記するべき。
- (1) の〇の7つ目について、「様々な制約」とはどのようなことを指すのか。何を言いたい文章なのか分からなかったため修正すべき。
- (2) の「詳細調査への移行判断の主体は学校設置者」とあるが、遺族の要望を優先することを明記すべきではないか。
- (2) の移行判断に第三者の意見を求めるることは、遺族の同意を得てから行うべき。その第三者には守秘義務は発生しているのか。その第三者の介入について遺族にはどう説明するのか。以上の点についても指針で明示すべき。
- (3) の〇の2つ目について、「学校生活に関する要素」に部活動を追加すべき。
- 自殺は多くが学校外で発生し、遺族は詳細調査を望まない場合が多い。

全件詳細調査は現実と乖離しているのではないか。

- 「〇遺族に調査の意向を聞くときに、在校生の進路等の迷惑、地域での遺族の立場が悪くなることなどを理由に不安を煽り、調査を希望しづらくさせてはならない」と加筆すべき。

(第2節について)

- アンケート調査は、詳細調査移行の有無にかかわらず実施されるべき。
- 〇の7つ目について「指導主事等の人的支援」とあるが、教育委員会は学校の利害関係者であり、アンケート結果の集計や聴き取りで情報の取捨選択をすべき立場ではない。人的支援としては、現行指針のP. 5の通り精神保健部局や関係する職能団体などの第三者を中心に行うべき。

(第3節について)

- 「説明事項をリスト化して遺族に示すなど説明内容を『見える化』することが望ましい」と記載されているが、「望ましい」という任意表現は削除し、義務化すべき。
- 「基本調査が終了し、詳細調査を行うこととなった段階」の枠の中、②の・の3つ目について、遺族の指定では公平、中立性が確保できなくなるような誤読の危険性がある。「遺族が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて、推薦を依頼することを説明する。この際、推薦された個人や団体について、遺族と面識があることや一度でも話したことがあることは、それだけをもって公平性・中立性が損なわれるわけではないことに留意する。」とすべき(※下線の内容を追加すべきとの御意見)。
- 「調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階」の枠の中、⑦に以下2点を加筆すべき。これらの約束が提示されると詳細調査を希望しやすくなる。
  - ・必ず中間報告を行い、調査が不足している部分がないか遺族に確認する。
  - ・報告書の公開範囲については、報告書完成後に遺族と相談して決める。
- 「調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階」の枠の中、⑦の・の3つ目について、遺族が、生徒の筆跡がわかるという前提から考え方直していただきたい。指導死の場合、転記は遺族の不信感につながる。実際、転記としていたが正確には転記されていなかった事案あり。転記をするのであれば転記と原本が一言一句合っているか、遺族の同意が得られる第三者が確認する必要がある(第5章第3節に対しても同旨の御意見)。
- ①～⑦を明文化した「設置要綱」をつくることが望ましい。

- 詳細調査組織の設置要綱の提示が記載されていないため、詳細調査開始前に、設置要綱を遺族へ必ず提示し、要望が反映されているか確認することを義務化するべき。

## (7) 第5章について

(第1節について)

- 詳細調査の委員を選び直せるようにすべき。中立・公平性の判断は教育委員会ではなく、遺族視点で見るべき。立場が客観的に公正な有識者でも、有識者の意見に対して心理的に公正と感じられるかはわからない。公正ではないことが判明したら委員を選び直せるように書くべき。再調査が叶わないことが多い。1回の調査で遺族が納得できることが時間的、コスト的にも良い。
- 体罰や不適切な指導等が背景にあると疑われる場合について、「第三者委員会方式での調査の実施を検討すべきである。」の「検討」は削除すべき。
- 「調査組織において、設置要綱を作り、詳細調査の計画と見通しを立て、調査主体との間で共通理解を図る」とすべき（※下線の内容を追加すべきとの御意見）。
- 第三者委員会方式にもかかわらず、事務局機能として聴き取り内容の反訳を設置者が行うのは、第三者性を損なう。反訳は守秘義務化して外部へ委託が現実的。反訳については記載を削除すべき。

(第3節について)

- アンケートの内容は遺族等の意見も聞き、取り入れられるか考慮すること。
- (4) の○の4つ目について、「承諾書」という書類に同意が得られないと実施できないのはハードルが高すぎる。保護者にとって協力するに値しないと思っても、生徒は協力したい可能性も高い。保護者には協力を呼びかける程度にとどめ、「書きたくないことは書かなくてよい」などアンケートの方に配慮があればよいのではないか。「承諾書」が必要とするなら、基本調査の聴き取りにも承諾書が必要となる。
- 現行指針のアンケートのサンプルに紹介されている、封筒に入れる方法などは残してほしい。
- 「アンケート調査結果の具体的取扱い方針の例」枠の中、・の3つ目について、「提供」ではなく「遺族へ手渡す」など具体的に書いてほしい。開示請求の手続きを挟むことは遺族との信頼関係を壊してしまうことも記載してほしい。また、アンケートの原本の保存方法を記載すべき。

- (5) の〇の4つ目について「中学校教諭経験のある指導主事」という記載があるが、学校設置者は学校の利害関係者であり、事案の加害者になりうる可能性もあるため、聴き取りに「指導主事」が相応しい、という文書は削除すべき。

(第6節について)

- 「自殺に至る過程や心理の検証」の〇の3つ目について、量的、質的だけでなく、「実施時期（事案発生からどのくらい経過したか）」も加筆。

(第7節について)

- 調査内容の希薄による再調査や追加調査の要望の方法も追加して欲しい。
- 報告書に対して、遺族が意見を述べる「所見」を提出することができる。「所見」は、希望すれば、最終報告書とともに公表することとする。
- 報告書は遺族に説明し、書面で提供すること。
- 表中、7(2)について、「本指針、緊急対応の手引き、教師が知りたい子どもの自殺予防、生徒指導提要」とすべき（※下線の内容を追加すべきとの御意見）。
- (2) 事実関係の確認・整理等の〇の7つ目について、「調査主体と遺族と協議して」とすべき（※下線の内容を追加すべきとの御意見）。
- 報告書に根拠のない憶測を記載することは避けるべきと記載するべき。
- 「本調査では分からなかったことを明記する」ことにより遺族は不信感を感じてしまうため、事実確認が認定しないものに関しては、調査が出来なかった理由も記載して欲しい。

(8) 様式について

(様式1について)

- 遺族対応を充実させるため、様式1に指針のQRコードや背景調査と遺族の関係性を示すフロー図の掲載が必要ではないか。
- 相談窓口の紹介において、以下の説明を加筆すべき。
  - ・「子どもを亡くして精神的に不安定な状況で判断しないといけないため、早くに弁護士に相談することも方法の1つとして提案する。」
  - ・具体的な団体名は紹介できないとしても、「子どもを亡くした方の困りごとや相談を聞く支援団体が全国にあります。気になる方はお調べください」

(様式2について)

- 2.の「事案発生時の状況」について、知り得たルートとして、警察、遺族、病院などを記載するチェックボックスがほしい。
- 様式2をまとめると活用した「情報源」を書く欄を作るべき。新たにこの事案に関してアンケート調査をしたのか、遺族からの情報は反映されているのか等で様式2の回答の質が変わる。様式2を記載するにあたって参考にした資料は、遺族にも説明し、極力文章で提供する。
- 3.の「出席状況」について、「前年度」と「直近1ヶ月」ではなく「今年度」とすべきではないか。
- 3.の「出席状況」について、オンライン授業や保健室登校など具体項目を追加すべき。
- 5.の「その他の方法により把握した情報」について、代表的な検査名を具体的に記載すべきではないか。
- 7.の「学校問題」について、「□部活動での悩み」を加えるべき。また、「□教員との関係での悩み」は、「□体罰、□不適切指導、□教師との恋愛、□教員からの性暴力、□それ以外」と分けるべき。
- 7.の「家庭問題」について、「□性的虐待」を加えるべき。

(様式3について)

- 2の□の2つ目について、同意を取る必要はない。削除すべき。
- 「※」の説明について、「はい、いいえ」のチェックボックスにすべき。